

一般社団法人海みなと蒲郡 定款

WEB 公開用（第 1 章～第 7 章）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 当法人は、一般社団法人海みなと蒲郡と称する。

（主たる事務所）

第 2 条 当法人は、主たる事務所を愛知県蒲郡市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 当法人は、次世代を担う子どもたちに海への好奇心を喚起し、蒲郡の海に触れ、感じることでできる経験を提供することを目的とする。

（事業）

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）子どもたちを対象とした海に関する事業
- （2）海を感じることでできる経験の提供
- （3）海に関する調査研究事業
- （4）他の法人、団体等からの受託事業
- （5）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社員

（社員）

第 5 条 当法人の目的に賛同し、社員総会において入社を承認された個人又は団体を社員とする。

（入社）

第 6 条 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

（退社）

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- （4）除名されたとき。
- （5）総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

（社員総会）

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数で決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

第6章 基金

(基金の拠出)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第22条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 23 条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般法人法第 141 条第 2 項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。